

## 南三陸・海のビジターセンター施設利用規程

### 第1条（目的）

この規程は、南三陸・海のビジターセンター（以下、「センター」という。）の施設を利用する場合に関して必要な事項、利用時間、休館日等を定めることにより、適切な利用の推進を図ることを目的とする。

### 第2条（所管）

センターは、環境省東北地方環境事務所の所管とする。

### 第3条（遵守事項）

全ての利用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) センター内又は活動の秩序を乱さないこと。
  - (2) 公序良俗に反しないこと。
  - (3) 所定の場所以外で、飲食、喫煙などを行わないこと。
  - (4) 危険物を持ち込まないこと。
  - (5) 建物や展示物、備品類などを損傷しないよう、注意をはらうこと。
  - (6) 火の取扱いに注意すること。
  - (7) 寄付の募集、物品の販売等を行わないこと。
- 2 東北地方環境事務所長（以下、「事務所長」という。）は、前項各号の事実があると認めるとき、また管理上の必要があるときは、当該利用者に対し必要な処置を命ずることができる。
- 3 事務所長は、第1項（5）の損傷や紛失の事実があると認めるときは、当該利用者に対し弁償を求めることができる。

### 第4条（利用時間）

センターの利用時間は、原則午前9時30分から午後4時30分までとする。

- 2 事務所長は、必要であると認めるときは、前項に規定する時間を変更することができる。

### 第5条（休館日）

センターの休館日は次のとおりとする。

- (1) 夏休み（7月下旬～8月下旬）及び春休み（3月下旬～4月上旬）期間を除いた火曜日（ただし、この日が国民の休日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日にあたる場合は、その翌日）
- (2) 12月29日から翌年の1月3日まで

- 2 事務所長は、前項に規定する休館日のほか、センターの管理上必要があるときは、臨時に休館日を定め、または休館日に開館することができる。

#### 第6条（施設利用の申請）

別表に定めるセンターの施設（以下、「貸室」という。）を利用する者は、その利用目的を明確にし、事前に『南三陸・海のビジターセンター施設利用申請書』（様式第1号）に所定の事項を記入の上、事務所長に提出しなければならない。

- 2 前項の申請書は、利用開始日7日前までに提出しなければならない。ただし、フィールドミュージアム運営協議会に加入している者は2日前までとすることができる。
- 3 利用を申請した者は、利用の権利を他に譲渡、または、転貸することはできない。
- 4 複数の申請事項が重複した場合は、公共又は公用を優先し、調整の上、事務所長が決定する。
- 5 貸室は、次の各号に該当する利用目的のみ、利用を認める。
  - （1）フィールドミュージアムにおける自然体験活動及び環境教育に関する活動
  - （2）自然環境の保全又はその普及啓発に関する活動
  - （3）地域の社会活動または文化活動
  - （4）その他、事務所長が貸室の利用目的として適当と認めた活動
- 6 第1項の申請書が提出された際、利用目的が不適当と事務所長が認めた場合は、利用を申請した者に対してセンターの施設等を利用させない旨の連絡を行うものとする。

#### 第7条（施設の利用資格）

貸室を利用することができる者は、次の各号に該当する者とする。なお、政治的活動、宗教的活動及び暴力団又は暴力団員の統制の下にある活動での貸室の利用はできない。

- （1）環境省職員
- （2）フィールドミュージアム運営協議会に加入している者
- （3）環境省より委託又は請負を受け作業に従事する者
- （4）第6条の申請により利用を認められた者
- （5）その他、事務所長が適当と認めた者

#### 第8条（貸出し用備品）

センターの貸出し用備品の利用は、別に定める『南三陸・海のビジターセンター貸出し用備品利用規程』に基づくものとする。

#### 第9条（災害等の補償）

センターの施設等を利用中に生じた事故及び災害の補償に関しては、当該利用者の責任において措置するものとする。

#### 第10条（利用の中止）

利用者が、この規程に違反、又はセンターの運営に重大な支障を生じさせたときは、事務所長は、利用の途中であっても当該利用を中止させることができる。

#### 第11条（権限の委任）

事務所長は、第3条第2項、第4条第2項、第5条第2項、第6条第4項ならびに第5項、第7条（5）及び第10条に規定する権限をセンターの管理受託者に委任するものとする。

- 2 管理受託者は、前項に基づいた対処を行った場合は、遅滞なく石巻自然保護官に報告する。

#### 第12条（その他）

この規程に定めるもののほか、必要な事項は事務所長が別に定める。

- 2 事務所長は、必要と認めたときは、この規程を改正することができる。

#### （付 則）

1. 本規約は、平成28年6月10日から施行する。
2. 平成29年9月27日改訂

別表（第6条、第7条関係）

センターの施設

名称
講義室
研修室